

GAP 高度化に向けた取組

鹿行農林事務所行方地域農業改良普及センター

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会への食材提供を促すための制度として平成29年度から「茨城県GAP第三者確認制度」の運用が始まりました。普及センターでは、JAなめがたしおさい、ちんげん菜部会連絡会GAP部をはじめとする生産組織を対象として、GAPの取組支援を行いました。産地では県GAP確認制度の承認を契機に、将来の輸出を見据え、国際水準GAPへの関心も高まり始めています。

県GAP認証の取組支援

ちんげん菜部会連絡会会員のうち、GAPに意欲のある生産者の申し出により部会を組織し、普及指導活動の重点対象としました。

普及センターは、身近な相談役として、それぞれの会員に合致した改善策の提案と、取組の記録・実践を繰り返し、修正を重ねました。その結果、短期間（6か月）で申請条件が整い、当部会が県GAP第1号として承認されました（写真1）。



写真1 鹿行農林事務所における交付式



写真2 新規販売先への初出荷式にて

GAP認証による新たな販売先確保

県GAP確認制度の承認によって安全・安心なちんげん菜を客観的に証明することができ、今まで取引のなかった全国展開する量販店での取り扱いに結びつきました（写真2）。また、「生食によるサラダ」「スムージー」等新しい食べ方を提案し若い世代への消費喚起に取り組み、儲かる農業を推進するきっかけにもなりました。

GAPの取組が拡大

普及センター管内は薬物やカンショ等、県内の主産地となっている品目が多いため、GAPへの関心も高く、ちんげん菜部会GAP部（取得済）の活動に続き、JAなめがたしおさい甘藷部会、あさがお部会（写真3）が、県GAP第三者確認制度の承認の取得見込みです。また将来の輸出を見据え、国際水準GAP認証取得への機運も高まっています。



写真3 あさがお部会での内部監査演習の様子